

提 案 理 由

報告第1号	令和2年度養父市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号	令和2年度養父市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
理 由	上記2件は、令和3年度に繰り越した事業の繰越計算書を報告するものである。
議案第39号	養父市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備について
理 由	本件は、行政手続の簡素化を図るため、押印を義務付けている各種行政手続のうち、条例で押印を義務付けている3件の条例について、所要の改正を行うものである。 なお、施行日は、公布の日からである。
議案第40号	養父市税条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	本件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、令和4年1月1日等から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。 なお、施行日は、令和4年1月1日等からである。 【改正内容】 1 個人住民税における均等割及び所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し 2 個人住民税における寄附金制度に係る寄附金の範囲の見直し 3 個人住民税における特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の延長
議案第41号	養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	本件は、税制改正に伴い、令和3年度以降の国民健康保険税の軽減判定における基礎控除額相当分の基準額の引上げ及び算定

方法の変更を行うため、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、公布の日からである。

【改正内容】

軽減	軽減判定所得	
	現行	改正後
7割	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（43万円）+10万円 ×（給与所得者等の数-1）
5割	基礎控除額（33万円）+28.5万円×（被保険者数）	基礎控除額（43万円）+28.5万円×（被保険者数）+10万円 ×（給与所得者等の数-1）
2割	基礎控除額（33万円）+52万円×（被保険者数）	基礎控除額（43万円）+52万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）

議案第42号 養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例の制定について

理由 本件は、現在、建設中のやぶ市民交流広場について、設置及び管理に必要な基本的事項を定め、施設を円滑に運用するため、本条例を制定するとともに、附則において、養父市立八鹿文化会館設置及び管理条例（平成16年養父市条例第92号）を廃止するものである。

なお、施行日は、令和3年9月10日からである。

議案第43号 養父市立図書館条例の制定について

理由 本件は、やぶ市民交流広場内に開設する養父市立図書館について、設置及び管理に必要な基本的事項を定めるとともに、養父公民館、大屋市民センター及び関宮公民館の図書室を図書館の分館として位置付け、円滑に運用するため、本条例を制定するものである。

なお、施行日は、令和3年9月10日からである。

議案第44号 養父市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、八鹿公民館をやぶ市民交流広場に移転することに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、令和3年9月10日からである。

議案第45号 養父市文化会館（仮称）建設工事請負契約の変更について

理由 本件は、第92回養父市議会定例会において議決のあった養父市文化会館（仮称）建設工事の請負契約について、契約金額の変更

を行うため、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第2条の規定により、議決を求めるものである。

- | | |
|--------|------------------------------|
| 議案第46号 | 令和3年度養父市一般会計補正予算（第2号） |
| 議案第47号 | 令和3年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第48号 | 令和3年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第49号 | 令和3年度養父市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 議案第50号 | 令和3年度養父市下水道事業会計補正予算（第1号） |

理 由 上記5件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。